

社会保険おきなわ

2019. 3 No.479

今月の記事

＼年金事務所からのお知らせ／

- ④p 従業員を採用した場合／退職した場合
- ⑤p 従業員の被扶養者が異動した場合
- ⑧p 産前産後期間中の国民年金保険料免除について
- ⑨p 資格喪失証明書の交付について

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ／

- ⑥p 保険料率が変わります／インセンティブ制度について／
平成31年度生活習慣病予防健診申込のご案内
- ⑦p 退職後の保険証回収と健康保険任意継続について

＼沖縄県社会保険協会からのお知らせ／

- コラム 待ったなし「働き方改革」②p - ③p
- 宿泊施設優待利用（割引）のご案内 ⑩p
- コラム 「笑顔の職場づくりのために」 ⑪p
- 「健康づくり」講師の派遣・DVDの無料貸出 ⑫p

フライヤー

- 働き方改革セミナー
～「笑顔」の職場づくりのために～
Ⅰ部 働く人の「食」と「健康」 上原成未氏
Ⅱ部 「ハラスメント」と「メンタルヘルス不調」ゼロへ
大城朝野氏

- 協会費口座振替のご案内

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



変わります!!



特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー
比嘉 正人氏

働き方改革の目指すもの

「働き方改革」は、働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

それは、日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く人のニーズの多様化」などの課題に対応し、生産性を高めるために新たな設備投資やBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）などのイノベーションを図ることと同じように、働く人の就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要になっているからです。

働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、成長と分配の好循環を構築することで、働く人一人ひとりがより働きやすく、明るい将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

どうしてそのようなことが必要になるのでしょうか。例えば、国際的な視点で見た日本の労働生産性について考えてみましょう。

米国のある調査会社が世界139か国の企業の従業員のエンゲージメント（仕事への熱意度）を調査したところ、「熱

意あふれる社員」の割合は、米国が32%なのに対し、日本はわずか6%に過ぎず、調査した139か国のなかで132位と最下位級でした。しかも日本は「やる気のない社員」が70%に達していたということです。

日本では、バブル崩壊以降の経済低迷で、長く働いても賃金が上がるとは限らなくなり、士気は上がりづらい状況にあります。企業の生産性を高めるには、社員のモチベーションを高めることが急務であると言えます。

あらためて「働き方改革」のポイントを見てみると、①長時間労働の是正、②多様で柔軟な働き方、③公正な待遇へ改善（同一労働・同一賃金）、④従業員の健康確保（産業医・産業保健機能の強化）等が求められています。

働き方改革関連法に違反すると?

企業にとって、事業を運営するうえで気になる点は、「罰則が伴う」ことです。これまで通達や基準レベルでの取り決めが、法律に格上げされることになり、当然法律違反は罰則が適用されます。

営業車を運転中、携帯電話を使用すると6,000円の反則金が課されます。

これは道路交通法で、運転中は携帯を使用してはならないと決めているからで、法律違反ですから当然です。また、法律は「知らなかった」ことは通用しません。

労働法でもすぐに罰則が適用されるかが気になる場所ですが、昨年12月に厚生労働省から公開された年休に関する詳細資料のQ&Aによると、「労働基準監督署の監督指導において、法律違反が認められた場合は、原則としてその是正に向けて丁寧な指導し、改善を図っていただく」としています。

まだ前例はないので明確に言えませんが是正指導ののち、改善の見込みがないとみなした場合に罰則適用となるものと思われる。これまでの労働行政の指導の流れは変わらないでしょう。

中小企業・小規模事業者の働き方改革

経営者の方や人事・労務管理を担当している方にとっては、前述した課題への対応が人材を確保し企業経営を維持するという大きな経営問題であるという認識はある一方で、その具体的な対応についてははっきりとしたイメージがつかみにくく、「何をすればいいのかわからない」「コストがかかるのでは」「そんな余裕は

「働き方」が

「ない」という悩みの種になっています。「働き方改革」が「働かない改革」にならないか？悩みは尽きないと思います。

「働きやすさ」「働きがい」は人それぞれですが、「働き方改革」で最も大切なことは「人を大切にする」職場にすることです。言い換えれば適切な労務管理を行うことです。

したがって、複雑な人事制度設計であったり、莫大な金額の設備投資のようなハードルはなく、働く人が安心していきいきと働くことができる職場環境を確保するための工夫を行うこと。つまり「人を大切にする職場」「魅力ある職場」づくりに取り組むことが「働き方改革」へ適切に対応することにつながります。

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。取り組みに当たっては、「意識の共有がしやすい」など、中小企業・小規模事業者だからその強みもあります。「魅力ある職場づくり」↓「人材の確保」↓「業績の向上」↓「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」により魅力ある職場づくりを目指しましょう。

「働き方改革」を推進するための法律

主要改正事項と施行スケジュール

① 労働基準法（改正事項と改正時期）

- フレックスタイム制の清算期間の上限を最長3ヶ月まで延長…（2019年4月1日）
- 時間外労働の上限規制の見直し：労使協定の上限（月100時間未満、年720時間以下）実労働の上限（月100時間未満、平均80時間未満）…（大企業：2019年4月1日・中小企業：2020年4月1日）
- 割増賃金率（月60時間超50%）に関する中小企業猶予措置…（中小企業：2023年4月1日）
- 使用者からの年次有給休暇の時季指定義務…（2019年4月1日）

② 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（改正事項と改正時期）

- 勤務時間インターバルの普及促進（努力義務）…（2019年4月1日）

③ 安全衛生法（改正事項と改正時期）

- 産業医・産業保険機能の評価
産業医へ労働者の労働時間に関する情報などの提供義務、タイムカードによる記録、パソコンなどの電子機器使用時間（ログインログアウトまでの時間）の記録等客観的方法での管理等適切な方法により労働時間の状況を把握義務付け…（2019年4月1日）

④ 労働契約法・パートタイム労働法（改正事項と改正時期）

- 「同一労働同一賃金」正社員と、「パート」「有期契約」の不合理な待遇差の禁止…（大企業：2020年4月1日・中小企業：2021年4月1日）

お知らせです。 /

従業員を採用した場合

【資格取得届記載例】

事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』を提出しなければなりません。また、扶養者がいる場合は同時に『健康保険被扶養者（異動）届』も必要になります。

フリガナ、新旧漢字を楷書で記入
(年金手帳の漢字が違っている
場合は氏名変更届を提出)

もれのないように

個人番号もしくは年金手帳を確認して記入
年金手帳を紛失のときは「年金手帳再交付
申請書」を同時提出。添付がなければ資格取
得届を受理できません。

支給総額の見込み額

1ヶ月分の給与支払見込み額を記入

様式コード	健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険	被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届	
平成 年 月 日提出	事業所 所在地 8201 あああ	事業所 番号 01234	受付印
事業主 氏名	社会保険労務士記載欄		氏名等
電話番号	印		

① 被保険者 登録番号	② 氏名 (フリガナ) ネン キン イチ ロウ 年金 一郎	③ 生年 月日 (昭和) 年 月 日 520916	④ 種別 1	⑤ 1号 5.男(基金) 6.女(基金) 3.就内員 (基金)
⑥ 取得 区分 (1)健康(基金) 2.障害 4.船保任続	⑦ 個人 番号 4船保任続 123456789012	⑧ 取得 (納付) 年 月日 平成 310401	⑨ 被扶 養者	0.無 (1.有)
⑩ 報酬 月額	⑪ (通算) 198 000 円 ⑫ (現物) 0 円 ⑬ (合計) (⑪+⑫) 198 000 円	⑭ 該当する理由までで記入してください。 1. 70歳以上補用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短期労働者の取得(労使両当事者同意) 4. 退職後の継続雇用者用者の取得 5. その他	理由 1. 海外在住 2. 短期滞在 3. その他	
⑮ 住所 〒 ー (フリガナ)	日本有価証券に該当する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。			

アパートやマンション名の
フリガナは必ず記入

受付日より60日以上さかのぼるときは、取得した月の賃金台帳、出勤簿の写(役員は議事録も)を添付

個人番号を記入せず、住所欄に住所を記入する場合、住民票上の住所を記入できない場合は、『理由』欄に住民票上の住所を記入できない理由に○をつけてください。

住民票住所以外の居所等の登録を希望の場合は、別途『被保険者住所変更届』を提出してください。

従業員が退職した場合

【資格喪失届記載例】

事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届』を提出しなければなりません。その際は必ず健康保険証を添付^{*}しなければなりません。添付できない場合は『被保険者証滅失届』または『被保険者証回収不能届』を提出して下さい。また、健康保険証については、資格を喪失した日から無効になります。

退職した日の翌日を記入する

※被扶養者の保険証もすべて添付します。
70歳以上の方は高齢受給者証も添付します。

退職した日の翌日を記入する
60日以上さかのぼるときは賃金台帳、
出勤簿の写(役員は議事録も)添付

様式コード		健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険		被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届				
平成	年	月	日	提出				
事業所 管理記号	8201			あぁあ	事業所 番号	01234		在職中に70歳に到達された方の 厚生年金保険被保険者喪失届 は、この用紙ではなく「70歳到達 届」を提出してください。
届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。								
事業主 氏名					社会保険労務士記載欄 氏名等			
電話番号	()				印			

退職日を記入

用紙はホームページから！（日本年金機構ホームページ<https://www.nenkin.go.jp/>）

資格取得届や資格喪失届は多数の場合CD・DVDでの届出も可能です。

お問い合わせ先は
各年金事務所の適用調査(徴収)課です。
(自動音声案内3番→2番)

那霸 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

従業員が異動した場合

【被扶養者(異動)届記載例】



様式コード 2 2 0 2	協会管掌事業所用	健康保険 国民年金	被扶養者(異動)届 第3号被保険者関係届	
平成 年 月 日提出	事業所整理記号 8 2 0 1 - あああ	事業所 〒	受付印	
電話番号	事業主等受付年月日 平成 年 月 日			
事業主確認欄	事業主が確認した場合に収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。			
A 被保険者欄	① 被保険者整理番号 ② 氏名 (フリガナ) ネン キン イチ ロー 年金 一郎 ③ 生年月日 昭和 5 2 0 9 1 6 日 性別 ①男 2女 ④ 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 ⑤ 取得年月日 5. 昭和 7. 平成 3 1 0 4 0 1 日 ⑦ 収入(年収) 280 万円 ⑧ 住所 〒			
B 配偶者(第3号被保険者)である被扶養者欄	① 第3号被保険者に関し、この届書記載のとおり届出します。 ② 生年月日 昭和 5 0 0 9 1 1 日 性別 1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届) ③ 氏名 (フリガナ) ネン キン ハナ ユ 年金 花子 ④ 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ⑤ 外国籍 ⑥ 住所 1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ⑦ 理由 ⑧ 職業 ⑨ 収入(年収) 106 万円 ⑩ 備考 ⑪ 続柄確認済み			
C その他の被扶養者欄1	① 氏名 (フリガナ) ネン キン タ ロー 年金 太郎 ② 生年月日 昭和 1 9 1 2 0 1 日 性別 ①男 2女 ③ 理由 ④ 職業 ⑤ 収入(年収) 0 円 ⑥ 住所 ⑦ 備考 ⑧ 続柄確認済み			
C その他の被扶養者欄2	① 氏名 (フリガナ) ネン キン トシ コ 年金 年子 ② 生年月日 昭和 2 0 1 0 2 6 日 性別 1. 男 2. 女 ③ 理由 ④ 職業 ⑤ 収入(年収) 73 円 ⑥ 住所 ⑦ 備考 ⑧ 続柄確認済み			

「高1、大学2」など
学生の場合は学年を記入

退職の翌日、出生日

失業保険、年金など

もれのないように

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。

被保険者と扶養認定を受ける方の個人番号が記載され、下記添付書類等一覧により事業主が続柄を確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している場合は、続柄の確認にかかる添付書類は不要です(内縁関係を除く)

<添付書類等一覧>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないこと確認した旨を事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を事業主が届書に記載しているとき ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生の場合

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

平成31年度の保険料率が変わります

協会けんぽ沖縄支部の**平成31年3月分（4月納付分）**からの健康保険料率および介護保険料率が以下のとおり改定されますのでお知らせします。

※任意継続被保険者の方の保険料率は平成31年4月分（4月納付分）から適用されます。

健康保険料率（沖縄支部）

現 行
9.93%

0.02%引き上げ

平成31年3月分
(4月納付分) から

9.95%

※健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。

介護保険料率（全国一律）

現 行
1.57%

0.16%引き上げ

平成31年3月分
(4月納付分) から

1.73%

※40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料に介護保険料が加わります。

平成30年度からインセンティブ制度を導入しています

2年後の都道府県保険料率に反映、病気の予防・健康づくり等の取り組みを重視

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部ごとの加入者様の医療費に基づいて算出されていますが、将来的な医療費の適正化のため、平成30年度からインセンティブ制度を導入しています。

この制度は、財源となる健康保険料率（平成30年度は0.004%）が設定されており、2年後の健康保険料率に反映されます。

都道府県支部ごとの特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などを評価し、その結果がランキングの上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって健康保険料率が引き下げられます。

協会けんぽの健康保険料は、加入者様の医療費等に約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等に約4割が使われています。加入者様、お一人おひとりの健康の積み重ねが健康保険料率の上昇を抑える大きな力となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成31年度 生活習慣病予防健診申込のご案内

～インターネットで健診の申込みができます～（事業主向）

協会けんぽホームページの「インターネットサービス」から情報提供サービストップ画面へ移動し、ユーザー ID を申請いただいた後、協会けんぽから ID を郵送いたします。

＜ID取得後＞

生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードする。

情報提供サービスにログインし、健診対象者データをダウンロードします。
またデータと併せて健診申込ファイル編集ツール（オプティ）をダウンロードします。

オプティにて作成した健診申込データをアップロード（電子申請）する。

情報提供サービスにログインし、健診申込ファイルをアップロード（電子申請）します。

平成31年度分
健診申し込み開始日

インターネット

平成31年2月18日(月)～

紙での申込

平成31年3月1日(金)～

＜保険料率・情報提供サービスに関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2246＞

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

健康保険事務ご担当の皆さまへ

退職で資格喪失される方の 保険証の回収 にご協力をお願いします！

在職時の保険証が使用できるのは、**退職日まで**です



退職予定の方へお伝えいただきたい3つのこと

- ①退職日の翌日から保険証が使用できなくなること
- ②事業所へ保険証の返却が必要なこと
- ③退職された方ご自身で退職後の健康保険の選択と手続きが必要なこと

- 退職される方から保険証を**ご家族の分も含めて全て回収**し、資格喪失届に添付して**5日以内**に日本年金機構 福岡広域事務センターへ提出をお願いします。
- 退職をされる方が、国民健康保険等に参加するための手続きをスムーズに行えるよう、「**資格喪失証明書**」の交付をお願いします。

＜保険証回収に関するお問い合わせ先 レセプトグループ ☎098-951-2285＞

退職される方にお知らせください！ 健康保険任意継続のご案内

退職された後、「健康保険任意継続」に加入する場合は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を**退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へご提出ください。なお、4月は窓口の混雑が予想されますので、郵送での手続きにご協力をお願いします。（**郵送の場合は20日以内に必着**）

※健康保険組合または共済組合に加入している方の任意継続については、ご加入の組合にお問い合わせください。

※**任意継続保険料の上限が標準報酬月額28万円から30万円に変更となります。**

＜任意継続の保険証が届くまでの流れ＞

ご本人

②【ご本人】 資格取得申出書等を退職日の翌日から20日以内に提出

※②③の手続きはどちらが先でも構いません

①【ご本人】

保険証を事業所に返却
（退職後は使用できません）

③【事業主】

被保険者資格喪失届と保険証
を資格喪失の日から**5日以内**
に日本年金機構に提出

④【日本年金機構】

被保険者資格の喪失登録処理

協会けんぽ

⑤【協会けんぽ】 保険証と納付書を郵送

※納付期限までに保険料を納付いただけない場合は、任意継続の資格が取り消されます



②の任意継続の手続きが済んでいても、③および④の処理がされていないと**任意継続の保険証を交付することができません。**



＜任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282＞



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

協会けんぽ 沖縄

検索

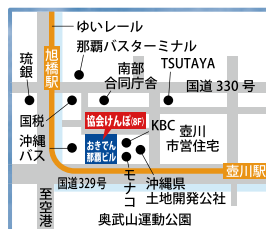
〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代 表：098-951-2211

企画総務（保険料率、広報）：098-951-2246 業 務（給付、保険証、任意継続）：098-951-2282

保 健（健診、保健指導）：098-951-2011 レセプト（第三者行為（交通事故等））：098-951-2285

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）



\ 年金事務所からのお知らせです。 /

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります！

免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産された方を含みます。）

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

施行日

平成31年4月1日

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようになる予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

★日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

また、提出の際は以下の書類をご用意ください。

○添付書類について

出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

○個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面コピーまたはマイナンバーカード以外の場合は①と②両方のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

忘れずに手続きを
しましょう。



お問い合わせ先

各年金事務所の
国民年金課
自動音声案内
「2→2」

那覇	098-855-1111
浦添	098-877-0343
コザ	098-933-2267
名護	0980-52-2522
平良	0980-72-3650
石垣	0980-82-9211

\ 年金事務所からのお知らせです。 /



従業員が退職した時など、被保険者資格を喪失した時は
「資格喪失証明書」を作成し交付してください。

忘れていま
せんか？

(作成例)

健康保険
厚生年金保険

資格喪失 証明書

事業主交付用
(協会けんぽ版)

1. 被保険者であった者について記入する欄

フリガナ	ネン キン タロウ	生年月日	昭 平 34 年 5 月 6 日
氏 名	年 金 太 郎 印		
現住所	〒900-0025 那覇市壺川 2-3-9		
基礎年金番号	8250-123456		
保険者番号 (協会けんぽ沖縄)	01470012	被保険者証記号番号	記号： 番号：
取得年月日 (入社日)	昭和 5 年 11 月 1 日 (平成 5 年 11 月 1 日)	喪失年月日 (退職日)	平成 31 年 3 月 1 日 (平成 年 月 日)

※喪失年月日は、退職日の翌日となります。

2. 被扶養者であった者について記入する欄

氏 名	生年月日	続柄	認定年月日	解除又は喪失年月日
年 金 花 子	昭 平 38 年 9 月 23 日	妻	昭 平 5 年 11 月 1 日	昭 平 31 年 3 月 1 日
年 金 大 介	昭 平 7 年 10 月 15 日	子	昭 平 7 年 10 月 15 日	昭 平 31 年 3 月 1 日
	昭 平 年 月 日		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
	昭 平 年 月 日		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
	昭 平 年 月 日		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
	昭 平 年 月 日		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日

平成 31 年 3 月 5 日

事業所名称 ○○商事

所 在 地 ○○○ ○○○○ ○○○○

代 表 者 名 ○○ ○○

電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○



※保険者が、全国健康保険協会沖縄支部の場合は保険者番号は01470012です

※上記ご案内の『資格喪失証明書』用紙を 一般財団法人 沖縄県社会保険協会 ホームページに掲載しております。
 [沖縄県社会保険協会] で検索 > ホーム > トップページ「新着のお知らせ」内に掲載しております。

お問い合わせ先は、各年金事務所の

適用調査(徴収)課です。自動音声案内「3→2」

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル 日本年金機構 福岡広域事務センター宛

宿泊施設優待利用(割引)のご案内!!

会員事業所の皆様へ、宿泊施設などの
優待利用(割引)のご案内です。

ご利用いただける方は、当協会に加入されている事業所の職員とその家族の皆様で、チェックイン時に「施設利用会員証」が必要になります。

宿泊施設等優待利用をご希望の方は、この申込書をFAXまたは電子メールで当協会までお送りください。当協会から「宿泊施設利用会員証」をお送り致します。

ご利用方法等、詳しくは当協会のホームページをご確認ください。なお、他の割引料金サービス(ホテルパック等)とは併用できません。



施 設 名		施設利用会員証
	船員保険会施設 ■ 全国の4施設	フロントへ提示
	ホテル法華クラブグループ ■ 沖縄県内、ホテル法華クラブ 那覇新都心/アルモントホテル 那覇県庁前	フロントへ提示
	高輪・品川プリンスホテルグループ ■ 東京都の4施設	提示不要
	プリンスホテル優待プラン ■ 全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等	フロントへ提示
	湯快リゾート ■ 全国28施設	フロントへ提示
	ダイワロイヤルホテルズ ■ 全国27施設	フロントへ提示
	かんぽの宿 ■ 全国50施設	フロントへ提示

※対象施設、予約電話番号等は当協会のホームページに記載してあります。

施設利用会員証申込書

FAX : 098-861-2682 または
E-mail: okisyatkyo@ryucom.ne.jp でお申込み下さい。

(ふりがな)

(ふりがな)

※事業所名

※ご担当者名

※〒

※事業所所在地

※TEL

事業所記号

※印は必ずご記入下さい。事業所記号は、「社会保険おきなわ」を郵送した封筒の宛名シールに記載されております。



ハラスメントのない ～「笑顔」の職場づくりのために～

おおしろ あさ の
大城 朝野氏

column 笑顔の職場づくり

プロフィール

生きがい、働きがい、経営研究所「ハタワークス代表 組織開発&メンタルヘルスコンサルタント「沖縄版メンタルヘルス」を標榜し、2012年、生きがい、働きがい、経営研究所「ハタワークス」設立する。組織開発・キャリア開発コンサルティング、メンタルヘルスコンサルティングを行う。最新の心理学的手法を基に『働きがい』のある職場環境づくりを通し、働く個人には『生きがい、働きがい』を、企業・組織には『生産性向上』に寄与するために個人と組織にアプローチする。

【資格等】

国家資格：社会保険労務士、キャリアコンサルタント

民間資格：シニア産業カウンセラー（日本産業カウンセラー協会）、認定ハラスメント防止コンサルタント（21世紀職業財団）、メンタルウェルネストレーニングインストラクター（MWT協会）、キャリアシフトチェンジインストラクター（中央職業能力開発協会）等

「笑顔」でいると、人の心身に思いもよらない良い効果があることをご存知でしょうか？それは、私たちの脳が「今は幸せである」と認識してくれるからです。そうすると、幸せホルモンをはじめとして、様々な良いホルモンの分泌を促してくれることが証明されているのです。

また、「笑顔」は伝染します。あなたが笑顔でいることで、家庭や職場の雰囲気を明るくすることもできます。笑顔でいると、楽しくリラックスした状態になりますよね。あなたの周りの人たちにも伝染し笑顔になり、家庭や職場の雰囲気が明るくなるのです。

さらに、笑顔は気分を高揚させる力があります。仕事へのやる気や実行力が高まります。あなたの笑顔で周りの人たちも笑顔になり、みんなの仕事の能率を上げ、生産性が高まるのです。

一方、「笑顔」のない職場を想像してみてください。職場に、しかめ面の人がいると、周りの人はストレスを感じ、いつも緊張状態にいたり思考の幅を狭めてしまいます。そして、思考の幅が狭まると問題解決能力が落ち、仕事の能率も落ちてしまうのです。

生産性の低下した職場、その原因の一つが、「ハラスメント」なのです。

「ハラスメント」とは、「嫌がらせ・迷惑行為」を意味します。すでに法制化されたセクハラ・マタハラや法制化に向け指針が示されたパワハラと様々なハラスメントが存在します。

社会は色々な人が暮らし影響し合っています。例えば、地震など自然災害の被災地へボランティアに行く人もいれば、泥棒に行く人もいます。多様なレベルに合わせて法律やルールがあります。

職場も同様に多様な人・価値観がありますが、でも一つ一致している点があります。それは、誰もが職場に属しながら「幸せになりたい」と願っているという点です。この一致している点を手掛かりに組織開発を行います。

人の持つ時間とエネルギーは限られています。法的に何がセーフで何がアウトかを学び、ハラスメントを防止することにより、意識と視野を広げ、明るい未来へ向かうことを提案します。

一人ひとりが、健全な考え方を持ち、「エネルギーを奪う人ではなく、与える人になる」と決意することで、自分の言葉や行動に留意する。そうすることで、次元の高い働き方となり、周囲へ良い影響を与え・広がり、誰もが働きやすい「笑顔」の職場へと変わっていくでしょう。

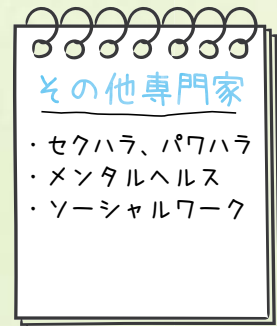
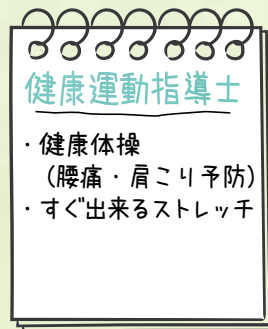
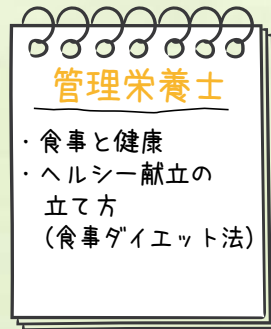
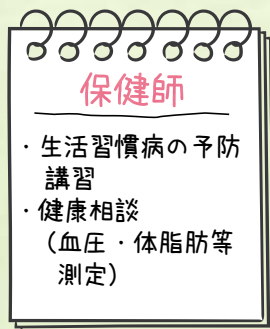
職場の健康づくりをお手伝いします！

～沖縄県社会保険協会では、
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、
健康づくりの支援事業を行っています～

◇健康づくり講師の派遣◇

保健・栄養・運動など、それぞれの専門スタッフが、あなたの職場に伺います。
職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください！

【講演内容：例】



- ★内容はご要望に応じて対応させていただきます。お気軽にご相談ください。
- ★講師の確保・調整のため、**一ヶ月前まで**にお申し込みください。
- ★受講者は、20名様以上で願います。

〈実施対象⇒当協会会員事務所〉

健康づくりを
職場でも
はじめてみよう！

健康づくりに関する費用は無料です！！

◇健康づくり DVD の無料貸出◇

沖縄県社会保険協会では、職場にの皆様の健康づくりの啓発に使用されるよう、
健康づくりに関する DVD を無料で貸出しております。

DVD 内容の一例

- ・ウォーキング、ジョギング
- ・睡眠と健康
- ・メンタルヘルス、ストレス
- ・生活習慣の見直し 等々

- ★上映時間：約30分程度
- ★借用時間：1週間程度 (詳細はHPをご参照ください)

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)、29日(金)

4月5日(金)、12日(金)、19日(金)、26日(金)。各午後1時から5時まで。

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談



詳しくはWEBで！

沖縄県社会保険協会

検索